

## 保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

平成 29 年 9 月 22 日  
保育・雇用ワーキング・グループ  
座長 安念 潤司

保育・雇用ワーキング・グループは、働き方が多様化する中、働き方の選択を容易にし、また、どのような働き方を選択しても著しく不利にならず、すべての働く方々が安心して働くことができる環境整備を促進する観点から、まずは、規制改革推進会議で決定された「当面の重要事項」（平成 29 年 9 月 11 日規制改革推進会議決定）に取り組む（別紙 1）。

また、これまでの「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制改革事項のフォローアップも適確に実施する（別紙 2）。

さらに、今後、議論の状況を踏まえ、審議事項の追加等を行う。

### 1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し

今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり

### 2. 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備

国境を越えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証 など

### 3. フォローアップなど

- (1) 平成 29 年 6 月の規制改革実施計画に盛り込まれた「ジョブ型正社員の雇用ルールの確立」、「法定休暇付与の早期化」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。
- (2) 平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に盛り込まれた「労使双方が納得する雇用終了の在り方」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。
- (3) 第 1 期からの継続案件である、在職中に職業能力を高める仕組みづくりなどについて、引き続き検討を行う。

以 上

# 当面の重要事項

## チャレンジを阻む岩盤規制を打ち破る

平成 29 年 9 月 11 日  
規制改革推進会議決定

### 年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項

1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し  
今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり
2. 技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度の改革  
官民の電波利用状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し機動的に再配分するためのルールづくり
3. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のための改革  
小規模・零細で管理経営困難な森林所有者が多い中、意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化する仕組みづくり

### 第 2 期（今後 1 年）において改革を進めるべき重要事項

1. 農業・水産業の成長産業化に向けた改革の徹底  
資源の管理と有効活用による成長産業化、卸売市場など流通構造の点検、協同組合等の機能の点検・改革進捗のフォローアップ など
2. Society5.0 に向けた医療の実現  
遠隔診療・服薬指導及びこれに伴う医薬品の配送などトータルな遠隔医療をはじめ、ICT を全面的に活用した医療の実現 など
3. 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備  
国境を超えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証 など
4. 官民データ活用と電子政府化の徹底  
マイナンバーの徹底活用、登記簿などの公的情報基盤の総点検 など
5. インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革  
利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現、屋外広告規制の見直し など
6. 行政手続コストの削減目標達成に向けた強力な計画遂行  
2020 年までに行政手続コストを 20% 以上削減するため、各省が作成した基本計画を点検し、深堀・連携を徹底
7. フォローアップの強化  
これまで取り組んできた規制改革について、着実かつ効果的に実行されるようフォローアップを徹底

## 規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抜粋）

## 3．人材分野

## (1)個別実施事項

## 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ジョブ型正社員の雇用ルールの確立	平成 29 年公表の実態調査の結果を踏まえ、関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
2	職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化	特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

## 転職して不利にならない仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」（平成 29 年 1 月 26 日規制改革推進会議）の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が 20 日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 改正指針の施行後、2 年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始 調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論	厚生労働省

## 安心して転職できる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	使用者の労働法知識向上の促進	使用者が基本的な労働法の知識を十分に得るための方策について、幅広く検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

4 . 医療・介護・保育分野

( 2 ) 個別実施事項

保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成	保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類(以下「就労証明書」という。)の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用の要請を行う。あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するように、地方自治体に要請する。	平成 29 年度上期検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省
36	保育所等の利用に要する就労証明書の電子入力対応様式の普及促進	保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。	平成 29 年措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省

金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知	<p>金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役職員以外の子供の受入れについて、法令の解釈に関し、金融機関の業界団体を通じて以下 a～c を周知する。</p> <p>a 役職員の子供の受入れ後に余剰能力がある場合に、社会貢献活動の一環として、その範囲内で役職員以外の子供の受入れを行うことは、現行制度下でも対応可能であること。</p> <p>b 余剰能力の有無は、定員対比の受入れ数だけではなく、保育所の運営体制の整備状況なども踏まえて判断されること。</p> <p>c 余剰能力の範囲内と認められる状況であり、かつ他業を営んでいると認められない状況であれば、継続して受け入れることが可能であること。</p>	平成 29 年度上期措置	金融庁

規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

2．雇用分野

（2）個別措置事項

就職・転職が安心してできる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	入社前の情報共有の在り方（情報開示）	各企業の職場情報に関する情報開示を更に進めるため、企業が開示する職場情報について、労働者が比較しやすくするための情報の一覧化や情報開示の留意点（例えば、マッチング向上のために開示することが望ましい項目、開示された情報の読み方、中小企業が情報開示する際の留意点）の整理を行い、周知徹底を図る。あわせて、女性の活躍推進、若者の雇用促進、子育ての支援といった特定分野に限らず、各企業の職場情報を確認できる共通データベースを整備し、積極的な活用を促すことにより、企業の自主的な情報開示を促進する。	平成 28 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
4	インターンシップ活用の推進	適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。 a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方	平成 28 年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始。結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省 経済産業省

健康・安全・安心して働ける職場づくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
6	在宅ワーカーの健康確保の在り方	在宅ワーカーの健康を確保する観点から、以下の取組を行う。 a 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図る。 b クラウドソーシングのような新しい就業形態が出現していることを踏まえ、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するとともに、在宅ワーカーの健康確保に関する課題の整理を行い、必要な措置を講ずる。	平成 28 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抜粋）

2 . 雇用分野

（ 2 ）個別措置事項

円滑な労働移動を支えるシステムの整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
4	労使双方が納得する雇用終了の在り方	<p>現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。</p> <p>a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。</p> <p>b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。</p> <p>c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」（平成 27 年 3 月 25 日規制改革会議）に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。</p>	<p>a 及び b 平成 27 年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置</p> <p>c 平成 27 年中、可能な限り速やかに検討開始</p>	<p>a 厚生労働省 b 及び c 厚生労働省及び法務省</p>